

令和7年度 三方原用水二期農業水利事業
現場技術業務

特 別 仕 様 書

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

項 目	内 容				
(適用範囲) 第1条	令和7年度 三方原用水二期農業水利事業 現場技術業務（以下「本事業」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。				
(目的) 第2条	本業務は、三方原用水二期農業水利事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。				
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第3条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等				
(管理技術者) 第4条	管理技術者は、博士（農学）、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）又は農業部門（農業土木又は農業農村工学））、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）、畑地かんがい技士、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。 なおこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。				
(現場技術員) 第5条	(1) 現場技術員 本業務の現場技術員数は2名とする。 (2) 資格要件 1) 現場技術員の技術者区分及び資格は次のいずれかの者とする。 <table border="1"> <tr> <th>技術者区分</th><th>資 格</th></tr> <tr> <td>現場技術員 (C)</td><td> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 </td></tr> </table> 2) 現場技術員は、CADソフトウェアを利用した図面等の作成について実務経験を有し、CAD及び水路工事の「設計」、「施工計画」、「積算」いずれにも精通していなければならない。	技術者区分	資 格	現場技術員 (C)	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。
技術者区分	資 格				
現場技術員 (C)	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。				

項 目	内 容																																																
(配置技術者の確認) 第 6 条	共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。																																																
(保険加入) 第 7 条	受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																																																
(工事の概要) 第 8 条	本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。 <table><tr><th>工 事 名</th><th>工 事 場 所</th><th>工期 (予定)</th><th>工 種 等</th></tr><tr><td>水管理施設整備工事</td><td>浜松市浜名区都田町 地内他</td><td>R6. 2～R8. 3</td><td>水管理システム</td></tr><tr><td>南部幹線水路改修工事 (9 号サイホン)</td><td>浜松市中央区伊左地 町地内他</td><td>R6. 8～R7. 5</td><td>水路工 (暗渠改修)</td></tr><tr><td>導水幹線水路 1 号トンネル 補修その他工事</td><td>浜松市天竜区月地内 他</td><td>R7. 7～R8. 12</td><td>トンネル覆工背面 空洞充填、地盤改良</td></tr><tr><td>都田調整池改修工事</td><td>浜松市浜名区都田町 地内</td><td>R7. 8～R9. 2</td><td>調整池耐震対策</td></tr><tr><td>導水幹線水路改修工事(2 号 水路橋他)</td><td>浜松市天竜区青谷地 内</td><td>R7. 3～R8. 2</td><td>水路橋耐震、仮廻し 管撤去</td></tr><tr><td>導水幹線水路改修工事 (7 号開渠～12 号開渠他)</td><td>浜松市浜名区宮口 地内及び都田町地内</td><td>R7. 3～R8. 2</td><td>水路工 (分木工改修、断面 補修)</td></tr><tr><td>導水幹線水路改修工事(1 号 分木工他)</td><td>浜松市浜名区尾野地 内他</td><td>R7. 4～R8. 6</td><td>水路工 (分木工改修、開渠 耐震)</td></tr><tr><td>導水幹線水路補修工事(落差 工他)</td><td>浜松市天竜区龍山町 地内他</td><td>R7. 4～R8. 6</td><td>水路工 (断面補修)</td></tr><tr><td>南部幹線水路改修工事 (19 号分木工他)</td><td>浜松市中央区伊佐地 町地内他</td><td>R7. 8～R8. 3</td><td>水路工 (分木工改修)</td></tr><tr><td>導水幹線水路整備工事(長石 放水路管理施設)</td><td>浜松市天竜区青谷地 内</td><td>R7. 8～R8. 3</td><td>放水路管理施設</td></tr><tr><td>導水幹線水路整備工事(分水 工他)</td><td>浜松市浜名区都田町 地内他</td><td>R7. 9～R8. 3</td><td>完了整備</td></tr></table>	工 事 名	工 事 場 所	工期 (予定)	工 種 等	水管理施設整備工事	浜松市浜名区都田町 地内他	R6. 2～R8. 3	水管理システム	南部幹線水路改修工事 (9 号サイホン)	浜松市中央区伊左地 町地内他	R6. 8～R7. 5	水路工 (暗渠改修)	導水幹線水路 1 号トンネル 補修その他工事	浜松市天竜区月地内 他	R7. 7～R8. 12	トンネル覆工背面 空洞充填、地盤改良	都田調整池改修工事	浜松市浜名区都田町 地内	R7. 8～R9. 2	調整池耐震対策	導水幹線水路改修工事(2 号 水路橋他)	浜松市天竜区青谷地 内	R7. 3～R8. 2	水路橋耐震、仮廻し 管撤去	導水幹線水路改修工事 (7 号開渠～12 号開渠他)	浜松市浜名区宮口 地内及び都田町地内	R7. 3～R8. 2	水路工 (分木工改修、断面 補修)	導水幹線水路改修工事(1 号 分木工他)	浜松市浜名区尾野地 内他	R7. 4～R8. 6	水路工 (分木工改修、開渠 耐震)	導水幹線水路補修工事(落差 工他)	浜松市天竜区龍山町 地内他	R7. 4～R8. 6	水路工 (断面補修)	南部幹線水路改修工事 (19 号分木工他)	浜松市中央区伊佐地 町地内他	R7. 8～R8. 3	水路工 (分木工改修)	導水幹線水路整備工事(長石 放水路管理施設)	浜松市天竜区青谷地 内	R7. 8～R8. 3	放水路管理施設	導水幹線水路整備工事(分水 工他)	浜松市浜名区都田町 地内他	R7. 9～R8. 3	完了整備
工 事 名	工 事 場 所	工期 (予定)	工 種 等																																														
水管理施設整備工事	浜松市浜名区都田町 地内他	R6. 2～R8. 3	水管理システム																																														
南部幹線水路改修工事 (9 号サイホン)	浜松市中央区伊左地 町地内他	R6. 8～R7. 5	水路工 (暗渠改修)																																														
導水幹線水路 1 号トンネル 補修その他工事	浜松市天竜区月地内 他	R7. 7～R8. 12	トンネル覆工背面 空洞充填、地盤改良																																														
都田調整池改修工事	浜松市浜名区都田町 地内	R7. 8～R9. 2	調整池耐震対策																																														
導水幹線水路改修工事(2 号 水路橋他)	浜松市天竜区青谷地 内	R7. 3～R8. 2	水路橋耐震、仮廻し 管撤去																																														
導水幹線水路改修工事 (7 号開渠～12 号開渠他)	浜松市浜名区宮口 地内及び都田町地内	R7. 3～R8. 2	水路工 (分木工改修、断面 補修)																																														
導水幹線水路改修工事(1 号 分木工他)	浜松市浜名区尾野地 内他	R7. 4～R8. 6	水路工 (分木工改修、開渠 耐震)																																														
導水幹線水路補修工事(落差 工他)	浜松市天竜区龍山町 地内他	R7. 4～R8. 6	水路工 (断面補修)																																														
南部幹線水路改修工事 (19 号分木工他)	浜松市中央区伊佐地 町地内他	R7. 8～R8. 3	水路工 (分木工改修)																																														
導水幹線水路整備工事(長石 放水路管理施設)	浜松市天竜区青谷地 内	R7. 8～R8. 3	放水路管理施設																																														
導水幹線水路整備工事(分水 工他)	浜松市浜名区都田町 地内他	R7. 9～R8. 3	完了整備																																														
(業務場所) 第 9 条	業務場所は、関東農政局三方原用水二期農業水利事業所を予定している。 なお、詳細については、監督職員との協議の上決定するものとする。																																																
(履行期間) 第 1 0 条	業務期間を次のとおりとする。 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 19 日																																																
(業務内容) 第 1 1 条	本業務に従事する現場技術員は、現場技術員 (C) とし、その業務内容は次のとおりとする。 1) 設計に関する業務 ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務。 2) 監督に関する業務																																																

項 目	内 容
(作業場の留意事項) 第12条	・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務。 ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務。 ・工事施工に関する立会、観察、測定等。 ・工事現場発生品の確認。 ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務。 3) 関係機関等との協議に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務。 4) 事業実施に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務 ・事業完了に向けた資料整理に関する業務 5) 上記に伴う現場確認として46回／人を見込んでいます。 (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (2) 業務履行にパソコン及びプリンターを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 業務期間満了等に業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果を監督職員の確認を受けるものとする。 (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。 (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。 (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。
(打合せ) 第13条	共通仕様書第1～5条による打合せについては月1回以上行うものとし、監理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。
(成果物) 第14条	成果物の提出は次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1式 (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式 (3) その他必要な資料 1式
(成果物の提出先) 第15条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11F 関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

項 目	内 容
(契約変更) 第16条	業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第8条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。 (2) 第9条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (3) 第10条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (4) 第11条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (5) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (6) 第14条に示す「成果品」に変更が生じた場合。 (7) その他
(定めなき事項) 第17条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。